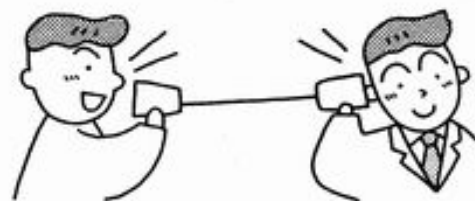


# 新しい 法律のご案内



## 「事業承継」と新会社法の活用

新しい会社法を使って事業承継をしやすくすることができます。

### 1 事業承継の問題

中小企業では、近年、経営者の高齢化が進行する一方で、後継者の確保が困難になっています。事業承継が失敗して紛争が生じたり、経営の悪化につながったりすることもあり、事業承継は非常に重要な問題になっています。

### 2 事業承継の方法

事業承継の方法は、①親族への承継、②従業員等への承継、③M&A（会社の売却）の3つがあります。

親族への承継は近年比率が低下していますが、それでも全体の6割を占めています。この場合は、「生前贈与」や「遺言書」を利用して、後継者に株式や事業用資産を集中させる工夫が必要です。後継者以外の相続人には遺留分があり、その配慮も必要です。

### 3 新会社法の諸制度

平成18年5月1日に施行された新しい会社法の次のような制度を用いて、後継者へ株式を集中させるとともに、株式の分散を防止することができます。

#### ① 会社による株式の買取り

株式が分散しているときは、できるだけ事前に経営者や後継者が株式を買っておくことが必要ですが、会社法では、会社による自社株の取得（金庫株）も可

能です。株式の評価額が高いと後継者の相続税の負担が大きくなりますが、死亡退職金や生命保険金でもまかなえないときは、会社に株式を買い取ってもらって、その代金を納税資金に充てることになります。

#### ② 相続人に対する株式の売渡請求

会社は、定款変更と株主総会の特別決議によって、株式（譲渡制限株式に限られます）を相続した者に対して、相続から1年以内に、株式の売渡請求を行うことができるようになりました。会社は、これによって後継者に株式を集中させることができ、非常に強力な権限を持つこととなります。

#### ③ 議決権制限株式の活用

議決権や財産権などが普通と異なる株式（種類株式）を発行しておいて議決権をコントロールすることが可能です。たとえば、相続に先だって、株主総会での特定の議決権が制限された株式（議決権制限株式）を発行し、後継者以外にはこれを相続させることで、後継者に議決権を集中させることが可能です。会社法施行前は、議決権制限株式は発行済株式総数の半分までと決められていましたが、譲渡制限会社では、この発行限度が撤廃されました。

（弁護士 松森 彬）

# いわゆる「グレーゾーン金利」がついに撤廃へ

金利の規制に関する法律が改正されました。

## 1 「グレーゾーン金利」って何？

金銭の貸し借りにおける利息については、民事と刑事の両面からそれぞれ規制する法律が定められています。

民事上の規制は、「利息制限法」という法律によるもので、利率の上限が、元本の額に応じて15～20%までと決められています。それを超える利率を契約で定めても、超える部分の利息は無効になります。

一方、刑事上の規制は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（金利等取締法）という別の法律によって定められていて、この金利等取締法による金利規制に反して取引を行うと、懲役などの刑事罰が科されます。

もっとも、金利等取締法の規制による上限金利は、2000年までは40.004%（貸金業者の場合）と決められていました。その後、29.2%まで引き下げられましたが、それでもなお、前記の利息制限法による上限金利との間に開きがありました。

そのため、民事上は「違法」だけれども刑事上は「合法」という金利のゾーンがあったわけです。

これが「グレーゾーン金利」と呼ばれていたものです。

## 2 「グレーゾーン金利」での取引を助長していた貸金業規制法

このような「グレーゾーン金利」での取引を助長していたのは、1983年に成立した貸金業規制法という法律です。この法律は、前記の利息制限法に対する特別な例外規定を設けて、貸金業者が一定の条件を満たして行う貸付の場合は、利息制限法の上限利率を超える利息も有効なものとするようにしたのです（みなし弁済制度）。

そのため、いわゆるサラ金あるいは消費

者金融業者はもちろんのこと、大手の信販会社までもが、いわば堂々と「グレーゾーン金利」での貸付を行ってきました。

## 3 法改正の背景

昨今、多くの人々が多重債務を抱えて家庭を崩壊させるなど、多重債務の問題が社会的に深刻化してきた中で、金利規制の強化を求める立法運動が広がってきました。このたびの法改正は、そうした立法運動の成果と言えます。

また、貸金業規制法による上記の「みなし弁済制度」に関しては、貸金業者が所定の条件を満たしているかどうかをめぐって裁判上の争いになることも多く、下級審の裁判では、裁判所が貸金業者に有利な判断を下すこともありましたが、最高裁判所は、一貫して貸金業者に対して厳格な態度を取り続けてきました。そして、2006年1月に出された最高裁判例により、貸金業者が「みなし弁済制度」の所定の条件を満たすことは事実上不可能となりました。そのような最高裁の一連の判決も、金利の「グレーゾーン」を撤廃すべきであるとの声を後押ししたと言えます。

## 4 法改正の内容

今回の法改正は、金利規制の強化にとどまらず、貸金業の規制に関して多岐に渡りますが、金利規制について言えば、「グレーゾーン金利」を撤廃するため、刑罰法規としての金利等取締法の上限金利が20パーセントに引き下げられることになりました。また、貸金業規制法の「みなし弁済制度」も廃止されることになりました。

これらの改正は、2006年12月の改正法公布から概ね3年後を目処に施行される予定です。

## 5 払ってしまった「グレーゾーン金利」はどうなるの？

こうして、今後は「グレーゾーン金利」というものが無くなることになったわけですが、では、これまで既に払ってきた「グレーゾーン金利」はどうなるのでしょうか？

冒頭で述べましたように、利息制限法の上限利率（15～20%）を超える利息の定めは無効です。上限利率を超えて払った分

は、自動的に元本に充当されます。そして、さらに元本分を超えて払っていた場合は、いわゆる「過払い」として、払いすぎた分の返還を求めることができます。

現在、債務を抱えていて悩んでおられる方には、一度、法律相談を受けてみられることをお勧めします。

（弁護士 高江俊名）

## 離婚時の新しい年金分割制度

離婚のときに年金を分割することができます。

### 1 以前は夫の厚生年金は夫だけが受領

わが国の離婚は昭和40年頃から増えていて、近年は中高齢者の離婚も増えています。従前は、離婚後、夫の厚生年金は夫が受給し、妻が受給できるのは全国民共通の基礎年金だけでした。たとえば、離婚後、夫の年金が月額16万円程度あるのに、妻は6万円ということがありました。

### 2 平成19年4月1日以降は年金を分割できる

従前の制度では不公平だということで、平成16年の法改正で、平成19年4月1日以後に離婚をすると、夫婦の協議もしくは裁判によって、最大2分の1を分割して受給できるようになりました。

なお、分割の対象になるのは、サラリーマンの厚生年金あるいは公務員の共済年金だけです。個人事業主（自営業）の妻にはメリットがありません。

### 3 分割の割合など

- ①分割の割合は、夫婦で協議して決めます。個々の事情に応じて2分の1までの範囲で決めることとなります。
- ②対象になるのは、婚姻していた期間の年金部分です。結婚前の期間は対象に入りません。

③共働きの場合は、婚姻期間中の夫と妻の給料（標準報酬額）の平均額を合算した額について割合を決めることとなります。

④2008年4月以降、保険料は夫婦共同で納付したものとみなされます。ただ、それ以前の分については、やはり分割の手続が必要です。

### 4 2年以内に手続が必要

#### ①分割請求の期限

原則、離婚をしたときから2年を経過するまでの間に、社会保険事務所に対して、分割の請求の手続をしなければなりません。

#### ②合意あるいは裁判

分割の請求をするには、当事者間における割合の合意を記載した「公正証書」あるいは「公証人の認証を受けた私署証書」を添付する必要があります。合意がまとまらないときは、家庭裁判所に対して、裁判、審判又は調停を申し立てて決めてもらうこととなります。

#### ③もらえる時期

年金がもらえるのは、自身が年金をもらえる時期（原則65歳）になってからです。なお、夫が死亡しても妻の年金受給に影響はありません。

（弁護士 松森 彬）

## 新しい判例のご紹介

「景観の保護に関する最高裁判例が出たそうですが、どのような内容ですか？」

### 1 景観の侵害は違法？

東京の国立市内に、「大学通り」と呼ばれる通りがあります。通りの緑地部分には多くの桜やイチョウの木が植樹され、並木道になっていて、その景観は、東京都選定の「新東京百景」に選ばれるなど、優れた街路の景観として紹介されてきました。

ところが、その「大学通り」沿いに、マンション販売業者が14階建てのマンションを建築したのです。そのため、付近の住民らが、マンションの建築によって景観を害されたと主張し、マンション上層部分の撤去と慰謝料支払を求めて裁判を起こしました。

### 2 地裁と高裁で分かれた判断

この裁判で、第1審の地方裁判所は、景観利益は法的保護に値し、これを侵害する行為は一定の場合には不法行為に該当すると判断して、原告の請求を認めました。

しかし、第2審の高等裁判所は、景観に関して法律上の保護に値する権利や利益は見出せないと判断し、原告の請求を棄却しました。

### 3 最高裁の判断は？

2006年3月30日に出された最高裁判決は、「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである」とし、その良好な景観の恵沢を日常的に享受している人々の利益は法律上保護に値するとの判断を示しました。

ただ、建物の建築等が景観利益に対する違法な侵害となるのは、刑罰法規や行政法規の規制に違反するような場合であるとし、本件ではそのような事情は認められないとして、結論的には原告の請求を認めませんでした。



#### 4 判決の意義

景観利益の侵害については、マンションなどの高層建物の建築において争いになることがよくありますが、これまでの裁判例では、景観利益を法律上保護することについては消極的な裁判が多数でした。そのことからすると、最高裁が景観利益を法律上保護に値するものと認めたことには大きな意義があると言えます。

ただ、この最高裁判決は、前述のように、景観利益を無条件に保護することを認めたものではありません。景観利益の保護には財産権等の規制を伴うので、その調整が必要となります。最高裁は、そのような調整は、第一次的には、議会で定められた行政法規や条例等によってなされることが予定されている、と判断したのです。

#### 5 景観法について

景観に関しては、2004年に、初めての総合的な法律として「景観法」が成立し、施行されています。

この法律は、近年、良好な景観に関する国民の関心が高まってきた中で、それまでの経済性や効率性、機能性の重視といった価値観からの転換を期するべく成立したものとと言えます。

最高裁が景観利益を法律上保護に値するものと認めた理由の中でも、景観法のことを挙げられています。その意味でも、景観法が成立したことには重要な意義があります。

もっとも、景観法は、良好な景観を維持するための法的手法を提供したにすぎません。それを活かすかどうかは、各自治体やそこに居住している住民次第なのです。

景観計画の策定等を行う主体は自治体ですが、住民にも提案権が認められています。また、住民の合意によって景観協定を締結することもできます。

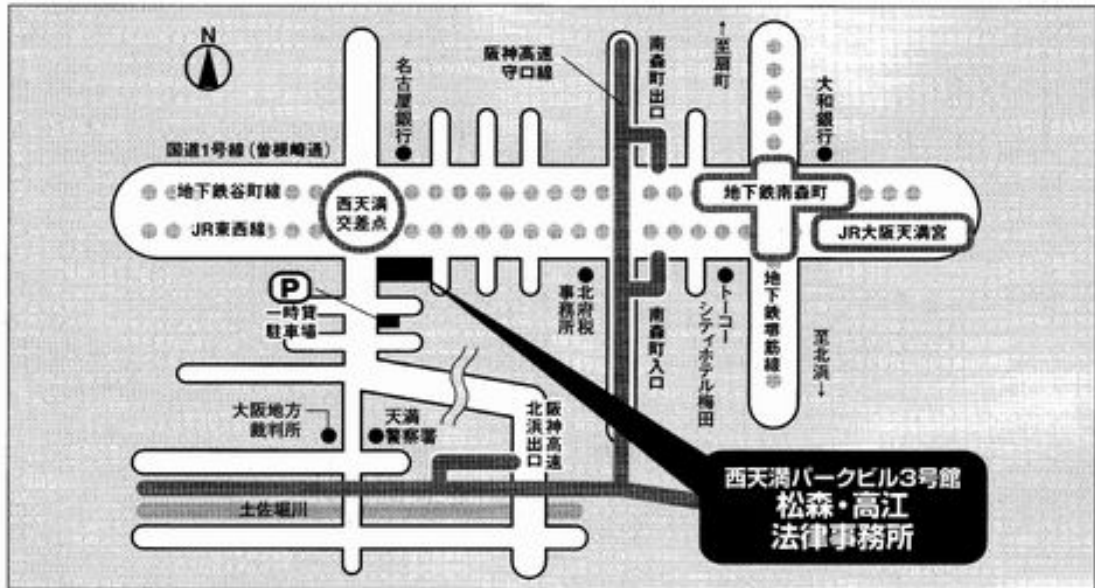
#### 6 景観を守るためには

これまで裁判で景観侵害が争われた事例では、紛争が起きて初めて住民が動き出すということが多かったようです。しかし、景観紛争に関しては、紛争が起きてから立ち上がるのでは遅いというのも現実です。

景観を守るためには、開発が行われる前に、普段から地域住民の間で景観保全に向けた取り組みを進めておく必要があると言えます。

(弁護士 高江俊名)

# 事務所案内



事務所の相談室



事務所が入っている  
西天満パークビル3号館

## ● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・高橋礼雄

〒530-0047

大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階 (堺筋線・谷町線「南森町」駅  
②番出口より左へ徒歩5分)  
TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372

【平日】

午前9時15分～午後5時30分

【第1・3土曜】

午前9時15分～午後0時30分